

〔論 説〕

共同通信社が配信した名誉を毀損する 記事を掲載した新聞社の法的責任

— 最高裁平成 23 年 4 月 28 日第一小法廷判決民集 65 卷 3 号 1499 頁の検討 —

磯本 典章

〈目次〉

- 第 1 章 はじめに
- 第 2 章 名誉毀損に関する判例理論
- 第 3 章 最高裁判所判決
- 第 4 章 通信社と新聞社との法的関係性
- 第 5 章 共同通信社からの配信記事を掲載した新聞社にその内容を真実と信
ずるについて「相当の理由」があるか否かの判断
- 第 6 章 最高裁判決の妥当性と再検討
- 第 7 章 クレジット
- 第 8 章 配信サービスの抗弁
- 第 9 章 おわりに

第1章 はじめに

本稿の目的は、共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事を、自社の新聞に掲載した新聞社の法的責任を検討する点にある。加えて、アメリカの判例法で形成された配信サービスの抗弁の法理を検討する。

共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事を掲載した新聞社の法的責任に関しては、3つの最高裁の判決が存在する。最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決⁽¹⁾、最高裁平成14年3月8日第二小法廷判決⁽²⁾、最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決⁽³⁾である。

しかし、これらの判決は統一的な判断基準を全く示し得てはいない。最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決に至って、ようやくこの問題に対する判断基準の明確な方向性が明らかになった。それでもなお、不明瞭で緻密さに欠ける基準である。

本稿は、この問題に関して一定の明確な方向性を示した最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決の構造を分析し、この判決の持つ意味と射程距離とを検討した。

その上で、共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事を自社の新聞に掲載した新聞社の法的責任に関して、最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決では解明されていない問題点を明らかにし、問題解決への理論構成を提示した⁽⁴⁾。

なお、社団法人共同通信社は2010年4月1日に一般社団法人へと移行した。

注

- (1) 最三小判平成14年1月29日民集56巻1号185頁。
- (2) 最二小判平成14年3月8日裁判集民第206号1頁。
- (3) 最一小判平成23年4月28日民集65巻3号1499頁。

(4) 本稿は、磯本典章「共同通信社が配信した名誉を毀損する記事を掲載した新聞社の責任——最高裁における三判決を素材として——」学習院大学大学院法学研究科法学論集第29号139頁以下(2022)の一部を引用し参照している。本稿の組合に関する670条・675条の規定は、現行の民法の規定に依拠している。

第2章 名誉毀損に関する判例理論

第1節 民事上の不法行為責任としての名誉毀損

名誉は、代表的な人格的利益であり、その侵害(毀損)が不法行為になることは民法710条の列挙や民法723条から見ても明らかである。名誉毀損で侵害される利益(権利)とは客観的な社会的評価である⁽⁵⁾。

名誉を毀損する行為は、しばしば、表現の自由や報道の自由ないし市民の知る権利とかかわるため、衝突する保護法益間の調整が不可避となる。

そのため、名誉毀損について特別の規定を有する刑法を参照の上、判例や学説によって独自の判断基準が形成されている⁽⁶⁾。

民事上の不法行為としての名誉毀損に関しては、最高裁は、次のように判決する⁽⁷⁾。「民事上の不法行為責任たる名誉毀損については、その行為が公共の利害に関する事実に係りもっぱら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、右行為には違法性がなく、不法行為は成立しないものと解するのが相当であり、もし右事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、右行為には故意もしくは過失がなく、不法行為は成立しない」。

第2節 相当の理由の認定

報道の自由にかかわる新聞・テレビ等のマスメディアによる報道の場合、公共の利害の要件、公益目的の要件は充足されていると考えられやすい。し

かし、真実性の要件および相当の理由の認定は厳格といえる⁽⁸⁾。

捜査当局の公式発表や刑事判決の事実認定に依拠した場合は相当の理由が肯定される。しかし、それ以外には、類型的に常に相当の理由が肯定されるということはなく、個別の事案に即して判断するというものである⁽⁹⁾。

このように、判例理論は相当の理由をかなり厳格に判断しており、相当の理由が肯定されるためには、報道機関による詳細な裏付け取材を必要とするというのが原則である⁽¹⁰⁾

第3節 新聞社における相当の理由

ところで、上記の原則は、自分自身が取材をして執筆しそれを公表する場合は妥当な考え方である。

それに対して、共同通信社が配信した他人の名誉を毀損する記事を掲載した新聞社の法的責任に関する問題は、他人が取材し執筆した記事を、自分で何らの裏付け取材をすることなくそのまま公表した者につき、相当の理由を肯定することができるかという問題である。

従来判例に従うならば、通信社の配信記事を基本的にそのまま掲載した新聞社については、相当の理由を肯定することはできず、配信記事の真実性が立証されない限り、新聞社は配信記事掲載による名誉毀損の責任を常に負うこととなる⁽¹¹⁾。

これに対して、学説上、提唱されたのが、いわゆる「配信サービスの抗弁」の法理である⁽¹²⁾。「配信サービスの抗弁」とは、「報道機関が定評ある通信社から配信された記事を実質的な変更を加えずに掲載した場合に、その掲載記事が他人の名誉を毀損するものであったとしても、配信記事の文面上見してその内容が真実でないと分かる場合や掲載紙自身が誤報であることを知っている等の事情がある場合を除き、当該他人に対する損害賠償義務を負わないとする法理」⁽¹³⁾をいう。

この「配信サービスの抗弁」の法理によれば、通信社が免責されるか否か

にかかわらず、配信記事を掲載した新聞社は原則として免責される。この点
が争点となったのが、最高裁平成 14 年 1 月 29 日第三小法廷判決及び最高裁
平成 14 年 3 月 8 日第二小法廷判決である⁽¹⁴⁾。この法理は、アメリカ合衆国
の複数の法域において成立する考え方であるとされる⁽¹⁵⁾。

そこで、以上の問題を解明するために、共同通信社が配信した他人の名誉
を毀損する記事を自社の新聞に掲載した新聞社の法的責任に関して、最高裁
平成 23 年 4 月 28 日第一小法廷判決を中心に、最高裁が判決した他の 2 判決
を加えて、その整合性について第 3 章において検討する。

注

- (5) 内田貴『民法Ⅱ債権各論（第 3 版）』370 頁（東京大学出版会,2011）。
- (6) 内田・前掲注（5）371 頁。
- (7) 最一小判昭和 41 年 6 月 23 日民集 20 卷 5 号 1118 頁。
- (8) 内田・前掲注（5）371 頁。
- (9) 尾島明「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 14 年度（上）102 頁，124 頁（2005）。
- (10) 尾島・前掲注（9）124 頁。
- (11) 武藤貴明「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成 23 年度（上）417 頁，423 頁（2014）。
- (12) 武藤・前掲注（11）423 頁。
- (13) 最三小判平成 14 年 1 月 29 日民集 56 卷 1 号 185 頁，191 頁。
- (14) 武藤・前掲注（11）423 頁。
- (15) 紙谷雅子「判批」法時 69 卷 7 号 90 頁（1997）。

第 3 章 最高裁判所判決

第 1 節 最高裁平成 14 年 1 月 29 日第三小法廷判決⁽¹⁶⁾

1、事実の概要

X は、妻に対する殺人未遂事件の被疑者として昭和 60 年 9 月 11 日に逮

捕された者である。社団法人共同通信社（被上告補助参加人）は、昭和60年9月17日、Xが昭和53年ころ自宅に大麻を所持しており、警視庁特捜本部がこれを突き止めた旨の記事を配信した。

Y1・Y2（以下、「Yら」という。）は、配信記事を昭和60年9月18日付けの新聞紙に、クレジットを付することなく、ほぼそのままの形で掲載した。

Xは、共同通信社がYらに配信し、Yらの発行する各新聞紙に掲載された記事が、Xの名誉を毀損するものであるとして、Yらに対して不法行為に基づく損害賠償を請求した。

一審判決（東京地判平成6年4月27日民集56巻1号185頁，198頁）は、信頼性の高い通信社から記事の配信を受けていたことのみをもって、記事の掲載、報道につき何ら責任を負わないとする合理的理由はないとして、損害賠償義務を肯定した。

原判決（東京高判平成7年3月29日民集56巻1号185頁，205頁）は、共同通信社の報道体制には相当の合理性が認められ、共同通信社からの配信記事についてはYらが真実であると信頼することについて、相当な理由があるものということができるとして、損害賠償義務を否定した。

2、判旨

破棄差戻

「本件配信記事のように、社会の関心と興味を引く私人の犯罪行為やスキャンダルないしこれに関連する事実を内容とする分野における報道については、・・・その報道内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社からの配信記事であっても、我が国においては当該配信記事に摘示された事実の真実性について高い信頼性が確立しているということとはできない」。

「当該掲載記事が上記のような通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事をもってしては、・・・当該新聞社に同事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとは認められない」。

「いわゆる配信サービスの抗弁・・・法理を採用しうる余地があるとしても、私人の犯罪行為等に関する報道分野における記事においては、そのような法理を認め得るための、配信記事の信頼性に関する定評という一つの重要な前提が欠けている」。

「被上告補助参加人において本件配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由がなく、かつ、Yらの不法行為の否定につながる他の特段の事情も存しない本件においては、Yらが本件配信記事に基づいて本件各記事を掲載しXの名誉を毀損したことについて、損害賠償義務を免れることはできない。」

3、検討

本件の特徴は次の通りである。第一は、記事を配信した共同通信社において、摘示事実を真実と信ずべき相当の理由がないことである。そのため、共同通信社はその他人に対して不法行為責任を負う事案である⁽¹⁷⁾。第二は、配信記事を掲載した新聞社が共同通信社の契約社であったことである。つまり、共同通信社と新聞社とは記事配信契約を締結している事案である。

本件の争点は、いわゆる「配信サービスの抗弁」の適用の可否である⁽¹⁸⁾。本判決は、私人の犯罪行為やスキャンダルなどの報道については、信頼性を有しているとされる通信社からの配信記事であっても、我が国においては高い信頼性が確立しているということとはできないとする。

その上で、上記のような通信社からの配信記事に基づくものであるとの一事をもってしては、新聞社にその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるとはいえないとする。

本判決は、あくまでも、相当性の法理と称される名誉毀損に関する従来の判例法理（最一小判昭和41年6月23日）の枠内で判断している。

本判決においては、通信社による記事の配信を通じて国民の知る権利が実現されうるといふ通信社機能の社会的重要性に関して、十分な理解が示され

ていないように思われる⁽¹⁹⁾。そして、本判決には論旨の組立に粗さがみられる⁽²⁰⁾。

第2節 最高裁平成14年3月8日第二小法廷判決⁽²¹⁾

1、事実の概要

本判決と最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決とは、共同通信社による同一の配信記事の事案に関するものである。

共同通信社が昭和60年9月17日に配信したところのXが自宅で大麻をかって所持していたことがあるという同一の記事について、その配信記事を掲載したYに対してXが損害賠償を請求した。

それに対して、Yは、記事の内容は真実であり、仮にそうでないとしても、わが国を代表する共同通信社から配信された記事であるから、これを真実と信ずるについて相当の理由があったと主張した。

一審判決（東京地判平成7年7月26日判タ923号219頁，222頁）は、Xの請求を棄却。Xが大麻を所持していたとの事実は、灰色の事実であり、Yが、本件記事によって報道しても、あながち不当とはいえず、違法ということではできないとした。そして、Xが昭和52年当時大麻を所持していたとの事実が真実であるとYが信じたことについては、相当の理由があるということができるとした。また、本件記事は共同通信社という国際規模の通信社からの配信に基づき、Yが本件記事を掲載したとした。

原判決（東京高判平成7年12月25日判タ923号219頁）は、請求を棄却。定評のある通信社の配信ニュースに基づいて、報道機関が新聞記事を作成して掲載する場合、その配信ニュース内容が社会通念上不合理なもの、あるいはその他の情報に鑑みてこれを虚偽であると疑うべき事情がない限り、その真実性を確認するために裏付け取材をする注意義務はないものと解すべきであり、仮に、右配信されたニュース内容が真実に反し、特定人の名誉や信用を害する結果となっても、報道機関には、配信ニュースが真実を伝えるもの

であると信じるについて相当の理由があり、過失がないとした。

2、判旨

破棄差戻

「本件のような場合には、掲載記事が一般的には定評があるとされる通信社から配信された記事に基づくものであるという理由によっては、記事を掲載した新聞社において配信された記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由があると認めることはできないというべきである（最高裁平成7年（オ）第1421号同14年1月29日第三小法廷判決・裁判所時報1308号9頁参照）。」

「そうすると、本件において、Yには本件記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があり、過失が認められないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。」

「裁判官福田博、同亀山継夫の意見は、次のとおりである。」「記載記事に通信社から配信を受けた記事に基づく旨の表示（以下「クレジット」という。）が付されていない場合には、記事を掲載した新聞社は、掲載記事が通信社から配信を受けた記事に基づくものであることを理由とするいかなる抗弁も主張することができない」。

「裁判官北川弘治の意見は、次のとおりである。」「報道機関としては別個の独立した主体であっても、当該配信記事の取材、作成、配信、掲載という一連の過程においては、共同通信社と加盟社とは、実質的に報道主体としての同一性があると見ることができる。そして、共同通信社に配信記事について相当の理由があり、名誉毀損行為について共同通信社の過失が否定される場合には、その配信記事を掲載した加盟社も、共同通信社の相当の理由を援用することにより、損害賠償責任を免れることができる。」「裁判官河合伸一は、裁判官北川弘治の意見に同調する。」

「裁判官梶谷玄の反対意見は、次のとおりである。」「配信サービスの抗弁は、我が国においても、公共の利害に係り、専ら公益を図ることを目的としてされた報道に関し、定評のある通信社の構築した記事配信システムに基づいて、通信社から配信された記事を掲載した報道機関の行為は、特別に憲法21条の要請により、正当な行為とみることができ、違法性を阻却するとの理論的根拠によって、肯定することができる」。

3、検討

本件の特徴は、次の通りである。第一は、記事を配信した共同通信社において、摘示事実を真実と信ずべき相当の理由がなく、共同通信社がその他人に対して不法行為責任を負う点である。第二は、配信記事を掲載した新聞社が共同通信社の社員（加盟社）である点である。つまり、本件では、共同通信社と加盟契約を締結している新聞社の責任が問題となっている。

本件の争点は、いわゆる「配信サービスの抗弁」が認められるか否かであり、最三小判平成14年1月29日と同じ問題を扱っている⁽²²⁾。本判決は、多数意見において、最三小判平成14年1月9日を引用している。

本判決も最三小判平成14年1月29日も、ともに掲載新聞社の損害賠償責任を肯定している。しかし、本判決は、最三小判平成14年1月29日とは異なり、原判決を破棄して差し戻すというという4人の裁判官の結論は一致したが、その理由については意見が2対2に分かれている。1名の裁判官は反対意見を述べる⁽²³⁾。

福田博、亀山継夫裁判官の意見は、記載記事に通信社のクレジットが付されていない場合には、いかなる抗弁も主張することができないとする。しかし、この意見は、本件の論点から少し外れたところで議論がされているように思われる。

北川弘治裁判官の意見は、最一小判平成23年4月28日によって支持され、新たな判例理論を定着させたものとなった⁽²⁴⁾。

梶谷玄裁判官の反対意見は、憲法 21 条の要請により、違法性を阻却するとの理論的根拠によって、配信サービスの抗弁を認める。しかし、従来判例の枠組みである「相当の理由」という責任阻却事由の考え方からは外れる。

第 3 節 最高裁判平成 23 年 4 月 28 日第一小法廷判決⁽²⁵⁾

1、事実の概要

X は東京女子医科大学付属研究所に勤務していた医師である。Y1・Y2・Y3（以下、「Y ら」という。）は新聞社である。Y らは、平成 14 年 7 月 5 日、東京女子医科大学病院において、X が装置の操作を誤ったことにより患者を死亡させたとする記事（以下、「本件各紙掲載記事」という。）を各社の発行する新聞に掲載した。本件各紙掲載記事には、これが共同通信社からの配信に基づく記事である旨の表示（クレジット）はない。

X は、Y らの発行する各新聞に掲載された通信社からの配信に基づく記事によって名誉を毀損されたと主張して、共同通信社及び Y らに対し、不法行為に基づく損害賠償を求めた。

一審判決（東京地判平成 19 年 9 月 18 日判タ 1279 号 262 頁）は、共同通信社については、「本件調査報告書の内容や捜査本部の公式の記者会見の発表内容等に基づいて、本件事故の経緯及びその原因が X が人工心肺装置の吸引ポンプの回転数を上げすぎたことにあると誤信することにつき、相当の理由がある」とした。

Y らについては、「本件各配信記事には、共同通信社定款施行細則で付されることとされている配信元の表示（クレジット）が付されておらず・・・被告共同通信社に真実であると信じるにつき相当の理由があるからといって Y らに真実であると信じるについて相当の理由があるとか、Y らが被告共同通信社の相当性の抗弁を援用できるということにはならない」として、Y らに対する請求を一部認容した。

これに対して、X 及び Y らの双方が控訴した。なお、Y らは、一審では

配信サービスの抗弁を主張していた。しかし、原審においてはこれを撤回している。

原判決（東京高判平成 21 年 7 月 28 日判タ 1304 号 98 頁）は、次のように述べた。「一審被告共同が本件配信記事における X に関する摘示事実を真実と信じるについて相当の理由があったというべきである。「よって、一審被告共同が本件記事 1 を掲載し、また、本件配信記事を配信したことについて、故意又は過失が欠けるから、いずれの場合も一審被告共同について不法行為は成立しない。」

「Y らは、その新聞制作を行うに当たって、一審被告共同から配信される記事については上記の注意義務が一審被告共同によって履行されることを期待し、これに依拠することができる法的地位にあるということができ（逆にいえば、一審被告共同は、その配信記事に関し、Y らが報道機関として負担する一般不法行為法上の注意義務について、Y らに代わってその履行を引き受ける地位に立つということができる。）」「Y らは、その発行する新聞に記事を掲載して事実摘示をする場合に負担する注意義務を尽くしたことを主張立証するにあたり、一審被告共同による取材活動の具体的内容をも含めてすることができ（この場合、一審被告共同による取材活動に係る主観的認識に関する判断は一審被告共同のそれに基づいてすることができ。）、その結果、その摘示された事実が真実であると信じるについて相当の理由（真実相当性）があるといえれば、その事実摘示行為について必要な注意義務が尽くされたことになり、これによって故意または過失が欠けて不法行為は成立しないことに帰着する」。

X が、共同通信社及び Y らを相手方として上告受理申立てをした。第一小法廷は Y らについてのみ事件を受理した。その結果、共同通信社に対する請求については棄却判決が確定した。

2、判旨

上告棄却

「新聞社が、通信社からの配信に基づき、自己の発行する新聞に記事を掲載した場合において、少なくとも、当該通信社と当該新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、当該新聞社は、当該通信社を取材機関として利用し、取材を代行させたものとして、当該通信社の取材を当該新聞社の取材と同視することが相当であって、当該通信社が当該配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるのであれば、当該新聞社が当該配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情のない限り、当該新聞社が自己の発行する新聞に掲載した記事に摘示された事実を真実と信ずるについても相当の理由があるというべきである。」

「そして、通信社と新聞社とが報道主体としての一体性を有すると評価すべきか否かは、通信社と新聞社との関係、通信社から新聞社への記事配信の仕組み、新聞社による記事の内容の実質的変更の可否等の事情を総合考慮して判断するのが相当である。」

「以上の理は、新聞社が掲載した記事に、これが通信社からの配信に基づく記事である旨の表示がない場合であっても異なるものではない。」

「そうすると、・・・共同通信社と加盟社は、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価するのが相当である。他方、本件配信記事について、前記特段の事情があることはうかがわれぬ。したがって、共同通信社が、本件配信記事に摘示された事実を真実であると信ずるについて相当の理由があるのであれば、加盟社である Y らが本件各紙掲載記事に摘示された事実を真実であると信ずるについても相当の理由があるというべきであって、Y らは本件各紙掲載記事の掲載について名誉毀損の不法行為責任を負わないというべきである。」

3、検討

(1) 本件の特徴は次の通りである。

第一は、記事を配信した共同通信社において、摘示事実を真実と信ずべき相当の理由が認められた事案である。第二は、配信記事を掲載した新聞社が共同通信社の加盟社であることである。

(2) 本判決は、共同通信社から配信された他人の名誉を毀損する記事を掲載した新聞社の不法行為責任に関して、新たな判例理論を定着させた⁽²⁶⁾。そして、問題解決への明確な方向性を示した。

(3) 本判決は、通信社が免責される場合に限って、新聞社が裏付け取材をしていなくとも、新聞社が免責され得るとするものである。通信社が免責されるか否かに関係なく、原則的に配信記事を掲載した新聞社が免責される「配信サービスの抗弁」を採用したものではない⁽²⁷⁾。

(4) 本判決の構造は次のようなものである。第一段において、民事上の不法行為である名誉毀損については、本件においても従来判例（最一小判昭和41年6月23日）の枠に従って判断することを確認した。

第二段においては、通信社の記事配信システムは国民の知る権利に奉仕するものであるとして、通信社配信システムの社会的意義を明確にした。つまり、本件の判断に当たっては、国民の知る権利を前提としてなされるべきであることを確認した。

第三段において、新聞社が自社の発行する新聞に掲載した記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるというためには、「共同通信社と新聞社との関係」、すなわち法的関係を基礎にして判断する必要があると述べている。つまり、共同通信社と新聞社との法的関係が、新聞社における相当の理由の存否を左右するとする。本件においては、共同通信社と加盟社とは、報道主体としての一体性を有すると評価するのが相当であるとする。つまり、加盟社の相当性の判断に関しては、共同通信社と新聞社との一体性の存否の判断によるとする。

第四段において、新聞社に「特段の事由」がある場合は免責されないという。

(5) 本判決は、掲載記事にクレジットがない場合であっても本判決の理は異なるものではないとする。記事配信システムの業務慣行からいっても、本件事案の結論としては本判決は妥当である。

注

- (16) 磯本・前掲注 (4) 144 頁・153 頁。
- (17) 山口成樹「判批」判時 2139 号 168 頁,170 頁 (判評 638 号 22 頁, 24 頁) (2012)。
- (18) 尾島・前掲注 (9) 106 頁。
- (19) 浜田純一「配信サービスの抗弁成立可能性の検討を一ロス疑惑報道訴訟の上告審判決の論点を整理する」新研 609 号 53 頁以下, 55 頁 (2002)。
- (20) 浜田・前掲注 (19) 54 頁。
- (21) 磯本・前掲注 (4) 147 頁・156 頁。
- (22) 最二小判平成 14 年 3 月 8 日判時 1785 号 38 頁コメント。
- (23) 最二小判平成 14 年 3 月 8 日判時 1785 号 38 頁コメント。
- (24) 山口・前掲注 (17) 171 頁 (判評 25 頁)。
- (25) 磯本・前掲注 (4) 150 頁・159 頁。
- (26) 山口・前掲注 (17) 171 頁 (判評 25 頁)。
- (27) 最一小判平成 23 年 4 月 28 日判時 2115 号 50 頁コメント。

第 4 章 通信社と新聞社との法的関係性

第 1 節 通信社と新聞社との法的関係

最一小判平成 23 年 4 月 28 日は、共同通信社から配信された他人の名誉を毀損する記事を掲載した新聞社の不法行為責任に関して、法的判断についての明確な方向性を示した。すなわち、新聞社が自社の発行する新聞に掲載し

た記事に摘示された事実を真実と信ずるについての相当の理由の存否は、「共同通信社と新聞社との関係」、すなわち法的関係を基礎にして判断する必要があると述べている。

本判決は、本件の共同通信社と加盟社とは、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価できるとする。すなわち、本件の共同通信社と加盟社とは、一体性を有する法的関係にあると判示する。

それに対して、最一小判平成 23 年 4 月 28 日から読み取れることは、共同通信社と新聞社とが、報道主体としての一体性を有するとは評価できない場合があり得るということである。すなわち、共同通信社と新聞社とが、一体性を有しない法的関係にある場合が有り得ることを判示する。

つまり、新聞社が、通信社からの配信に基づき、自己の発行する新聞に記事を掲載した場合において、通信社と新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、新聞社は、通信社を取材機関として利用し、取材を代行させたものとして、通信社の取材を新聞社の取材と同視することができる。

それに対して、通信社と新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価することができないときは、新聞社は通信社の取材を新聞社の取材と同視することはできない。

共同通信社の記事の配信においては、共同通信社と新聞社などとの法的関係すなわち契約関係には 2 種類ある。加盟契約を締結している場合と記事配信契約を締結している場合とである。

第 2 節 共同通信社と新聞社などが加盟契約を締結している場合

1、共同通信社は、全国の新聞社等を社員（加盟社）とする社団法人であり、

国内外のニュースを取材し、作成した記事を加盟社等に配信する事業等を行っている。

加盟社は、共同通信社の定款及び同施行細則上、共同通信社の配信する記事を受ける権利を有する。加盟社は、配信を受けた記事を自社の発行する新聞に掲載するか否かを自由に判断する。掲載する場合には、原則としてこれをそのまま掲載すべきものとされている。

加盟社は、共同通信社の社員として、社費等の支払いを通じて共同通信社の運営費用を負担している。また、加盟社は、社員総会等の内部組織を通じて共同通信社の経営に参画しており、同社の理事及び監事の多くは加盟社の役員等から選任されている。

共同通信社では、加盟社の担当者の出席を得て、経営企画担当者会議、編集局長会議等が開催され、共同通信社の業務運営等に関する報告や意見交換がされている。

2、以上の事実を法的に構成するならば、共同通信社は、非営利組織たる社団法人組織を利用した組合型形態の通信社である。つまり、必要資金を社団構成員が拠出し合い、それによって共通の業務たる取材等を行い、その成果たる記事の配信に社団構成員全員が与るという意味で組合型といえることができる。

それに対して、新聞社はその加盟社であり、すなわち社団構成員であり、社団法人本体とその構成員という法的地位あるいは法的関係といえる。その地位・関係に基づき、新聞社は入社金及び社費の支払いを通じて共同通信社の運営費用を負担し、また、社員総会等の内部組織を通じてその経営に参画する一方、共同通信から記事等の配信を受けて、これに自ら取材した記事等を加えて新聞制作を行う。

つまり、共同通信社は、新聞社を含む加盟社から得られる入社金及び社費を主要な活動資金として全国的あるいは世界的規模で取材活動を行い、これ

によって集められた記事等を各加盟社に配信して、それぞれの新聞制作に供するという相互関係を形成している⁽²⁸⁾。

3、以上の共同通信社と新聞社との法的関係からみるならば、両者は組合契約を締結しているといえる。

組合契約は、各当事者が出資をして共同の事業を営むことを約することによって、その効力を生ずる（民法 667 条 1 項）。出資は、労務をその目的とすることができる（民法 667 条 2 項）。共同通信社の加盟契約においては、出資とは入社金及び社費である。

組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこれを執行する（民法 670 条 1 項）。組合員の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところにより、1 人または数人の組合員又は第三者に委任することができる（民法 670 条 2 項）。共同通信社の加盟契約においては、加盟社から理事及び監事が選任されている。委任を受けた者（「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する（民法 670 条 3 項）。それにも関わらず、組合の業務については、総組合員の同意によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げない（民法 670 条 4 項）。組合の常務は、前各項の規定に関わらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りではない（民法 670 条 5 項）。

組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる（民法 675 条 1 項）。組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による（民法 675 条 2 項）。

組合の債務は、組合員が個々人としてではなく全員共同してなした行動によって発生したものであり、対外的には一つの団体行動とみられるのであるから、組合員全員の共同の債務とみるべきであり、一つの団体的債務とみてよい^{(29) (30) (31)}。

4、共同通信社と新聞社などが加盟契約を締結している場合は、最一小判平成23年4月28日の記述に従えば、共同通信社と新聞社などは、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有していると評価できる場合といえる。

第3節 共同通信社と新聞社などが記事配信契約を締結している場合

1、共同通信社は、編集綱領において、国民が関心を持つ真実のニュースを編集し、正確敏速に配信するといったことをうたっている。その編集綱領を履践する上で必要な組織、態勢を相応に整え、また、記事の配信に至る過程でその正確性等について複数のチェックが行われるようにし、さらに、記者に対する研修を行うなど適正な取材活動を確保するために必要な措置を相応に行っていることが認められる。また、共同通信社がこのような状況にあることを記事配信契約を締結した新聞社らは十分に認識していることが推認される。

加えて、以上の事情によれば、記事配信契約を締結した新聞社らは共同通信社から記事の配信を受け、それを利用してその新聞制作をするに際し、取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務を共同通信が実際に履行しうる状態にあり、現実これが履行されることを期待してこれに依拠することとしてもかまわないといえる⁽³²⁾。

2、以上の事実を法的に構成するならば、記事配信契約を締結した新聞社らはその新聞制作を行うに当たって、共同通信社から配信される記事について

は、取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、これに依拠することができる法的地位にあるということができる。

共同通信社の立場からいえば、共同通信社は、その配信記事に関し、新聞社が報道機関として負担する一般不法行為法上の注意義務について、新聞社に代わってその履行を引き受ける法的地位に立つということができる。

3、以上の共同通信社と記事配信契約を締結した新聞社との法的関係からみるならば、両者は委任契約（準委任）を締結しているといえる。

委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる（民法643条）。新聞社の法的地位は委任者であり、共同通信社の法的地位は受任者である。

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う（民法644条）。そこに委任が当事者間の信頼を基礎とする契約であることの特質が存する⁽³³⁾。共同通信社は、委任の本旨に従い、新聞社等に対して善管注意義務を負う。

4、共同通信社と新聞社などが記事配信契約を締結している場合は、最一小判平成23年4月28日の記述から考えるならば、共同通信社と新聞社などは、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有してはいないと評価できる場合といえる。

5、時事通信社は、新聞社などと記事配信契約のみを締結している。つまり、時事通信社と新聞社などは委任契約（準委任）を締結している。

従って、新聞社はその新聞制作を行うにあたって、時事通信社から配信される記事については、取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務が時事通信社によって履行されることを期待し、信頼することができる法的

地位にある。

つまり、新聞社は、時事通信社に相当の理由が認められるか否かに関わらず、時事通信社を信頼してよいのである。それ故、新聞社には相当の理由が常に認められる。

ただし、新聞社などが配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情があればその限りではない。

しかし、この結論は、あくまでも時事通信社が定評のある通信社であることが前提である。

注

- (28) 東京高判平成 21 年 7 月 28 日判タ 1304 号 98 頁,128 頁参照。
- (29) 加藤一郎ほか編『注釈民法 (17)』63 頁〔品川孝次〕(有斐閣, 1969)。
- (30) 大判昭和 11 年 2 月 25 日民集 15 卷 4 号 281 頁, 287 頁「組合財産ニヨル債務 (略) 其ノ他組合事業ノ経営ニヨリテ生スル債務 (略) ハ総テ組合財産ニヨリテ弁済セラルルヲ本筋トシ組合員ノ私有財産ヨリ支弁セラルルハ常態ニ非ズ」。
- (31) 我妻榮「判批」判民 (16) 昭和 11 年度 73 頁 (昭和 12 年) も同旨。
- (32) 東京高判平成 21 年 7 月 28 日判タ 1304 号 98 頁,129 頁参照。
- (33) 我妻榮『民法講義 V3 (債権各論中巻 2)』671 頁 (岩波書店,1962)。

第 5 章 共同通信社からの配信記事を掲載した新聞社にその内容を真実と信ずるについて「相当の理由」があるか否かの判断

第 1 節 共同通信社と新聞社とが加盟契約を締結している場合

1、共同通信社に相当の理由が認められた場合

新聞社が共同通信社からの配信記事を掲載した場合において、共同通信社と新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、

報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、新聞社は共同通信社の取材を新聞社の取材と同視することが相当である。

その場合、共同通信社が配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるのであれば、新聞社が自社の発行する新聞に掲載した記事に摘示された事実を真実と信ずるについても相当の理由があるというべきである。

ただし、新聞社が配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情があればその限りではない。

共同通信社と加盟社は、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価するのが相当である。したがって、共同通信社が、配信記事に摘示された事実を真実であると信ずるについて相当の理由があるのであれば、加盟社である新聞社が掲載記事に摘示された事実を真実であると信ずるについても相当の理由があるというべきである。加盟契約を締結した新聞社は掲載記事について名誉毀損の不法行為責任を負わないこととなる。

ただし、加盟契約を締結した新聞社が配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情があればその限りではない。

2、共同通信社に相当の理由が認められなかった場合

新聞社が、共同通信社からの配信記事を掲載した場合において、共同通信社と新聞社とが、記事の取材、作成、配信及び掲載という一連の過程において、報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、新聞社は、共同通信社の取材を新聞社の取材と同視することが相当である。

共同通信社が配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由がないのであれば、加盟社である新聞社が自己の発行する新聞に掲載し

た記事に摘示された事実を真実と信ずるについても相当の理由がないというべきである。つまり、加盟契約を締結した新聞社は不法行為責任を負うこととなる。

しかし、組合の債務は、組合員が個々人としてではなく全員共同してなした行動によって発生したものであり、対外的には一つの団体行動とみられるのであるから、組合員全員の共同の債務とみるべきであり、一つの団体的債務とみてよい⁽³⁴⁾。つまり、共同通信社の債務となる。

第2節 共同通信社と新聞社とが記事配信契約を締結している場合

1、共同通信社に相当の理由が認められた場合

記事配信契約を締結した新聞社はその新聞制作を行うに当たって、共同通信社から配信される記事については、取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、これに依拠することができる法的地位にある。つまり、記事配信契約を締結している新聞社の法的地位は、委任契約における委任者の立場に立ち、委任契約は信頼関係を基礎とする。共同通信社は善管注意義務を負う。

記事配信契約を締結した新聞社は、発行する新聞に記事を掲載して事実摘示をする場合に負担する注意義務を尽くしたことを主張立証するに当たり、共同通信社から配信される記事については共同通信社が取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、これに依拠することができる。

その結果、記事配信契約を締結した新聞社はその期待により、その摘示された事実が真実であると信じるについて相当の理由があるといえるのであり、その事実摘示行為について必要な注意義務が尽くされたこととなる。そのため記事配信契約を締結した新聞社は、不法行為責任を負わない。

ただし、記事配信契約を締結した新聞社が配信記事に摘示された事実の真实性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど

特段の事情があればその限りではない。

2、共同通信社に相当の理由が認められなかった場合

記事配信契約を締結した新聞社は自社の新聞制作を行うに当たって、共同通信社から配信される記事については、取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、これに依拠することができる法的地位にある。

つまり、記事配信契約を締結した新聞社の法的地位は、委任契約における委任者の立場に立ち、委任契約は信頼関係を基礎とする。共同通信社は善管注意義務を負う。

それ故、記事配信契約を締結した新聞社は、発行する新聞に記事を掲載して事実摘示をする場合に負担する注意義務を尽くしたことを主張立証するに当たり、共同通信社から配信される記事については共同通信社が取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、これに依拠することができるのである。

その結果、記事配信契約を締結した新聞社は共同通信社に対する期待により、その摘示された事実が真実であると信じるについて相当の理由があるといえるのであり、その事実摘示行為について必要な注意義務が尽くされたこととなる。

記事配信契約を締結した新聞社は、共同通信社に相当の理由が認められなかった場合においても、共同通信社に対する期待によりその摘示された事実が真実であると信じるについて相当の理由があるといえるのであり、その事実摘示行為について必要な注意義務が尽くされたこととなる。

そのため、共同通信社に相当の理由が認められなかった場合においても、記事配信契約を締結した新聞社には不法行為が成立しない。

ただし、記事配信契約を締結した新聞社が配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど

特段の事情があればその限りではない。

注

(34) 品川・前掲注(29) 63頁。

第6章 最高裁判決の妥当性と再検討

第1節 最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決の再検討

本件は、共同通信社と新聞社とが記事配信契約を締結している。また、本件は、共同通信社が配信記事に摘示された事実が真実であると信ずるにつき相当の理由が認められなかった事案である。

本判決は、新聞社が通信社から配信を受けて新聞紙に掲載した記事が犯罪行為やスキャンダル等のような報道分野のものであり、これが他人の名誉を毀損する内容を有するものである場合には、掲載記事が報道内容に一定の信頼性を有しているとされる通信社から配信された記事に基づくものであるとの一事をもってしては、新聞社に相当の理由があったとまではいえないとする。

記事配信契約は委任契約であり、委任契約を律するものは信頼関係である。記事配信契約を締結した新聞社は、共同通信社からの配信記事については、取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し信頼してよい法的地位にある。共同通信社は、委任の本旨に従い、新聞社に対して善管注意義務を負う。

したがって、本件においては、新聞社は共同通信社からの配信記事については、報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し信頼してよかったのである。つまり、新聞社には相当の理由が認められるべきであったのである。

しかし、本判決は新聞社の免責を否定した。本件においては、共同通信社

の当該配信記事は事実適示の資料・根拠として不十分であった。新聞社が配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情があればその限りではないのである。

本判決は本件の結論としては妥当である。

第2節 最高裁平成14年3月8日第二小法廷判決の再検討

本件は、共同通信社と新聞社とが加盟契約を締結している。新聞社は、共同通信社の加盟社である社員である。また、本件は、共同通信社が配信記事に摘示された事実が真実であると信ずるにつき相当の理由が認められなかった事案である。

本判決は新聞社の免責を否定した。共同通信社と新聞社との加盟契約は組合契約であり、両者は報道主体としての一体性を有すると評価することができる。従って、新聞社には記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由がないといえる。

しかし、組合契約における組合の債務の性質から考えて一つの団体的債務とみてよいのであり、本件においては共同通信社が債務を負担すべきであったといえる。

第3節 最高裁平成23年4月28日第一小法廷判決の再検討

本件は、共同通信社と新聞社とが加盟契約を締結している。新聞社は、共同通信社の社員である。また、本件は、共同通信社が配信記事に摘示された事実が真実であると信ずるにつき相当の理由が認められた事案である。

本判決は、新聞社が、通信社からの配信に基づき、自己の発行する新聞に記事を掲載した場合において、少なくとも、報道主体としての一体性を有すると評価することができるときは、新聞社は記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があったとした。

共同通信社と新聞社との加盟契約は組合契約であり、両者は報道主体としての一体性を有すると評価することができる。したがって、新聞社には配信記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるといえる。組合契約の本質から考えて、本判決は妥当な判決である。

第4節 残された問題

最高裁判決においては、共同通信社と新聞社とが記事配信契約を締結しており、共同通信社には配信記事に摘示された事実が真実であると信ずるにつき相当の理由が認められる事案はない。

共同通信社と新聞社とが記事配信契約を締結している場合は、記事配信契約は委任契約である。新聞社は、記事配信を依頼した委任者であり、共同通信社は記事配信の受任者である。委任契約は信頼関係を基礎として成立する。共同通信社は、委任の本旨に従い、新聞社に対して善管注意義務を負う。

つまり、新聞社は共同通信社からの配信記事については、取材をするにあたって報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、信頼してよい法的地位にある。

従って、この事案においては、新聞社は共同通信社からの配信記事については、報道機関が求められる注意義務が共同通信社によって履行されることを期待し、信頼してよいのである。加えて、本事案においては、通信社に相当の理由が認められており、新聞社は記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由がある。

新聞社は当然に免責される。ただし、新聞社が配信記事に摘示された事実の真実性に疑いを抱くべき事実があるにもかかわらずこれを漫然と掲載したなど特段の事情があればその限りではない。

第7章 クレジット

クレジットとは、通信社から配信された記事であるであることを表示である。最一小判平成23年4月28日は、掲載記事にクレジットがない場合であっても本判決の理は異なるものではないとする。本判決は本件事案の結論としては妥当である。

配信記事に対して個別にクレジットを付すことは現実的ではないとする見解⁽³⁵⁾がある。それに対しては、最二小判平成14年3月8日において福田裁判官・亀山裁判官は、以下のように意見を述べる。

「報道の自由は、民主主義国家において、国民が多様な情報を入手し、国政に関する的確な判断と意見を形成するために不可欠のものであるからこそ、表現の自由を規定した憲法21条の保障の下に憲法上優越的地位が認められているのである。」

「報道のそのような機能は、国民が、当該報道記事がいかなる社の責任によって作成されたものであるかをきちんと認識できて初めて十分に発揮される。」「国民の側からみると、クレジットが付されていない報道は、客観的にみれば記事の出所が読者に対して明確にされていないというだけでなく・・・読者に対して誤った情報を伝えることにもなるのであり、国民の「知る権利」に十分に奉仕しているとはいいがたい。」

「クレジットの表示を要求されることが特段不当な負担を強いられることになるものでないことは・・・明らかである。」

「紙面が煩雑になるなどとの理由を述べて定款や契約によって義務付けられたクレジット表示をしないでおきながら、他方では、国民の知る権利を標榜し、記事が通信社から配信を受けたものであることを理由とする抗弁を主張するというのは、いかにもフェアでない。」

確かに、福田裁判官・亀山裁判官の意見には強い説得力があると考えられ

る。テレビ・ラジオのニュース番組や情報番組はクレジットを表記しており、新聞においてもクレジットの表記が望ましいといえる。新聞社がクレジットを付すことは、新聞情報への信頼性を増すことになると思われる、共同通信社においてもそれを望むところと思われる。

注

(35) 浜田・前掲注(19) 53頁。

第8章 配信サービスの抗弁

配信サービスの抗弁は、アメリカのかなりの数の法域で確立した判例法理であるとされている⁽³⁶⁾。この法理は、アメリカ合衆国憲法修正第1条から導き出される。

通信社から配信を受けて自己の新聞に記事を掲載した新聞社などとその記事により名誉を毀損された者との法的関係は、アメリカの不法行為法（名誉毀損法）の問題である⁽³⁷⁾。

それに対して、記事を配信した通信社とその記事を掲載した新聞社などとの法的関係は信認関係、つまりフィデュシャリー（fiduciary）の関係⁽³⁸⁾に立つ。

信認関係とは、一方が他方を信認し、あるいは他方に依存し、他方は自らに依存している相手方に対しその利益を図る義務を負うような関係一般をさすものである。具体的には、信託の受託者と受益者の関係、医師と患者の関係、辯護士と依頼人の関係が例として挙げられる⁽³⁹⁾。

信認関係の特色は以下の通りである⁽⁴⁰⁾。第一は、信認関係を結ぶか否かについては、選択の自由がある。第二は、信認関係の内容については、一定の選択の自由がある。第三は、信認関係においては、受任者が裁量権を持ち、彼が信託違反をしない限り、原則として受益者には何ら発言権がない。第四

は、信認関係においては、受任者は受益者の利益を図らねばならない義務を負う。

つまり、信認関係においては、通信社は新聞社などの利益を図らねばならない義務を負う。それゆえ、新聞社などの報道機関が定評のある通信社から配信された記事を掲載した場合には、通信社を信認してよいのであって、当該記事が他人の名誉を毀損するものであったとしても、原則として新聞社などの報道機関は損害賠償義務を負わないのである。

注

(36) 最二小判平成 14 年 3 月 8 日裁判集民 206 号 1 頁, 19 頁 (梶谷反対意見)、紙谷・前掲注 (15) 90 頁。

(37) 尾島・前掲注 (9) 114 頁。配信サービスの抗弁に関する多くの米国裁判例が紹介されており、参考にさせていただいた。

(38) 樋口範雄『フィデュシャリー {信認} の時代 信託と契約』28 頁 (有斐閣, 1999)。

(39) 樋口・前掲注 (38) 28 頁。

(40) 樋口・前掲注 (38) 38 頁。

第 9 章 おわりに

本稿は、共同通信社から配信された他人の名誉を毀損する記事をそのまま掲載した新聞社の法的責任に関して検討した。

最一小判平成 23 年 4 月 28 日は、冒頭において、「新聞社が通信社を利用して国内及び国外の幅広いニュースを読者に提供する報道システムは、新聞社の報道内容を充実させ、ひいては国民の知る権利に奉仕するという重要な社会的意義を有し、現代における報道システムの一態様として、広く社会的に認知されている」と述べており、本判決は問題の本質を的確に捉えた判断となっている。すなわち、本判決は、本件が通信社の配信記事から生じた問

題であり、まずは表現の自由や国民の知る権利の観点から把握されるべきである点を確認している。

本判決は、その上で、新聞社が掲載した記事に摘示された事実を真実と信ずるについて相当の理由があるか否かは、通信社と新聞社との関係、通信社から新聞社への記事配信の仕組み、新聞社による記事の内容の実質的変更の可否等を考慮して判断すべきであるとする。

そして、本判決は、本件における「通信社と新聞社との関係」とは、通信社と新聞社とが報道主体としての一体性を有すると評価できる場合であるか否かであるという。

そうすると、一体性がある場合とは、通信社と新聞社との加盟契約関係からいけば通信社と新聞社とが組合契約を締結している場合である。一体性がない場合とは、通信社と新聞社との記事配信契約関係からいけば通信社と新聞社とが委任契約を締結している場合である。

つまり、共同通信社から配信された記事をそのまま掲載した新聞社にその内容を真実と信ずるについて相当の理由があるといえるかに関しては、本判決は、共同通信社と新聞社などとの契約関係に基づいて判断すべきであるとする。極めて妥当な判断手法である。

本稿の結論は、配信サービスの抗弁を認める見解と近いものとなった。しかし、憲法解釈から直接に配信サービスの抗弁の法理を認める見解は硬直した結果をもたらす。共同通信社と新聞社などとの間で締結された契約関係に基づいて判断する見解の方が、より緻密な利益衡量が可能になるものと考えられる。

本判決は、「報道の自由と名誉権の双方に目配りした判決である」と評価されている⁽⁴¹⁾。本判決は、通信社の社会的意義を高く評価する一方で、他人の名誉を毀損する記事を掲載した新聞社などを無制限に免責するものではないとしたものである⁽⁴²⁾。本判決の示した法理は、名誉毀損に関する従来判例理論を前提にしつつも、新たな判例理論の方向性を示したものといえ

る⁽⁴³⁾。

注

(41) 武藤・前掲注 (11) 435 頁。

(42) 武藤・前掲注 (11) 435 頁。

(43) 武藤・前掲注 (11) 435 頁。

お礼

本稿執筆にあたり、共同通信社法務室の土方健男氏および高井雅司氏より資料のご提供をいただきました。共同通信社および共同通信社法務室の方々へ感謝申し上げます。

お詫び

学習院大学は、コロナ禍もあり、学習院大学大学院修了者に対して、約2年半に渡り図書館の使用を許可しませんでした。そのため、本稿は資料の検索と引用につき不十分な箇所がございます。ご容赦いただければ幸いです。

(学習院大学大学院法学研究科博士後期課程修了・法学博士)